

平成25年度債権管理・回収等検証委員会報告を受けた 日本学生支援機構の平成26年度の取組について

平成26年8月5日

返還促進策の取組(1/3)

	平成25年度債権管理・回収等検証委員会報告(提言)	平成25年度債権管理・回収等検証委員会報告を受けた平成26年度の機構の取組
<p>1. 減額返還制度利用促進の強化</p> <p>2. 一度も返還せずに連絡もしない者の分析</p>	<p>○返還期限猶予制度利用者が少しでも円滑に返還を再開できるように、機構は返還期限猶予制度利用者に対して、減額返還制度と返還期限猶予制度の比較等を示しつつ、約定額の半分の金額であれば返還が可能だと考えられる者に対しては、減額返還制度の利用を促すことが適当である。</p> <p>○将来的には、所得の捕捉が可能となることを前提に、奨学金の返還月額が所得に連動する柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」を導入することが望ましい。</p> <p>○法的処理となる前の回収委託の段階において、返還期限猶予制度の周知や督促の強化を組み合わせた試行的な取組を実施してはどうか。</p> <p>○延滞解消となった者で、当初約定の返還月額での返還が困難な者には、減額返還制度の利用を促すべきである。</p>	<p>○8月から、返還猶予期間が終了する者に対して送付する「奨学金返還期限猶予期間終了と返還開始のお知らせ」に新たなチラシを同封することにより、減額返還制度の利用促進を図る。</p> <p>また、平成26年度版「返還のてびき」に、減額返還と返還期限猶予の比較表を示し、減額返還制度の利用促進を促す。</p> <p>○今後の番号法及び住基法に係る国の作業状況を踏まえ、新たな所得連動返還型奨学金制度導入のための準備を進める。</p> <p>○回収委託中の一部の対象者に試行的な取組を実施。(応答がない者への猶予願送付及び架電による猶予制度の周知、特定記録郵便による強い督促通知の送付)効果については、今後検証していく。</p> <p>○延滞解消等の理由によって回収委託が終了となった者については「委託終了のお知らせ」を送付している。現在このお知らせに平成26年度からの制度変更を周知するために「返還に関する制度変更のお知らせ」を同封しているが、今後この通知に減額返還制度に関する説明等を追加する。</p>

返還促進策の取組(2/3)

	平成25年度債権管理・回収等検証委員会報告(提言)	平成25年度債権管理・回収等検証委員会を受けた平成26年度の機構の取組
<p>3. 奨学金の貸与を希望する者の理解を増進、進路指導の充実</p>	<p>○奨学金の貸与を受け大学等へ進学を希望する者と保護者等に対しては、(奨学金に係る)情報提供の強化が望まれる。</p> <p>例えば、高校生やその保護者を対象として、奨学金の申込から返還までを説明する映像資料(「奨学金DVD」等)を作成し、配信する取組を行うことが考えられる。</p> <p>○都道府県教育委員会が主催する説明会等に機構職員を派遣することにより、高等学校の教職員の奨学金制度に対する理解を深め、奨学金を利用して進学する場合の進路指導に役立てることが期待される。</p>	<p>○新たに「奨学生ガイダンスDVD」(仮称)を作成し、機構HPから配信することを準備中。</p> <p>○26年度の機構職員派遣の状況は次のとおり。</p> <p>4月 大阪府教育委員会 岡山県教育委員会 長野県教育委員会</p> <p>6月 山梨県教育委員会</p> <p>7月 石川県専修学校各種学校連合会</p>
<p>4. 返還状況に応じた学校への指導</p>	<p>○機構は、学校に対して貸与終了予定者への返還説明会の実施を要請している。また、返還状況の悪い学校については、返還説明会に機構職員を派遣して貸与終了者に対して直接指導を行うとともに、訪問先の学校の実態の把握に努めてきている。引き続き、この取組を継続するとともに、これらの学校の中でも特に返還状況の悪い学校に対しては、機構が当該学校に直接的な指導を行うこと、反対に返還状況のよい学校の取組を機構が聴取し他の学校へ情報提供するといった取組が考えられる。</p>	<p>○各学校の返還に係る取組に関する好事例集を機構が収集し、学校へ情報提供することについて検討中。</p>
<p>5. 学校との情報の共有等</p>	<p>○返還状況は、奨学金の種類、学種によって異なっているが、貸与終了事由、専攻した分野によっても異なっている。このような返還状況の違い等を学校と共有することで、各学校において取組のポイントが理解され、延滞防止の指導が改善されることが期待できる。</p> <p>○機構に協力して頂ける学校においては、学校から、在学中の返還指導の延長となる内容の文書を卒業生(新規返還者)等に送付することが考えられる。</p>	<p>○各学校における在学中を含めた返還初期の段階での在学生・卒業生への返還等の指導に資するための情報提供として各学校の貸与及び返還に関する情報を通知した。また、学部毎又は研究科毎の情報を必要とする学校に対しては、別途情報提供することとした。「奨学金事業の健全性確保のための取組の強化と情報公開について(通知)」(平成26年7月)</p> <p>○機構に協力して頂ける学校1,073校(平成26年7月30日時点)から平成26年10月に新規に返還を開始する者(平成26年3月満期者)に在学中の返還指導の延長となる内容の文書を直接発送予定。</p>

返還促進策の取組(3/3)

	平成25年度債権管理・回収等検証委員会報告(提言)	平成25年度債権管理・回収等検証委員会報告を受けた平成26年度の機構の取組
6. 返還シミュレーションの活用	<p>○返還シミュレーションの活用方法について、学校に対して広く紹介するとともに、その効果に関する確認結果を返還意識の涵養につなげることを期待したい。</p> <p>例えば、「返還シミュレーションを用いた作業シート」(各学校が必要に応じて調査項目を設定できる欄を設ける)を機構が作成、各学校に配布し、各学校に対して、シミュレーションを利用したアンケート調査を通して返還意識の涵養を語る取組を呼びかけることが考えられる。</p>	<p>○返還シミュレーションの活用について、機構から各学校へ取組例を示し、活用を促す取組について検討する。</p>
7. 「奨学業務連絡協議会」への全学校の出席	<p>○機構では前年度の奨学業務連絡協議会に出席しなかった学校等に出席を求める通知を発出しているが、それでもこの協議会に出席しない学校も多く見られるとのことである。</p> <p>(本委員会としては)本協議会が学校担当の理解向上や学校を通じた奨学生の返還意識の涵養等のために非常に有効と考えており全学校に出席を促したい。他方で、専修学校については、出席率が低く(約50%)、かつ出席状況による延滞率の差も見られないことから、その要因分析と改善策についての検討が必要である。</p>	<p>○奨学業務連絡協議会の出席状況(過去3年分)を各学校に出席依頼とともに通知する。その上で、出席していない各学校にその理由等を照会し、各学校の状況を把握する。その要因分析を行い、改善策を検討する。</p>
8. 推薦枠への反映等	<p>○機構は、卒業生の延滞率を各学校への推薦枠の決定に反映させている。第二種奨学金の推薦枠の配分比率について、これまで延滞率の比重は20%であったが、平成26年度から第一種奨学金と同じ30%に引き上げることにしている。第二種奨学金が第一種奨学金に較べて延滞状況が悪いことを踏まえれば妥当な措置であると考えられる。</p> <p>一方で、延滞率を低減する努力をし、その効果が評価できる学校等に対しては、機構から何らかの配慮をすることも検討した方がよいと考えられる。</p>	<p>○平成26年度の在学採用において、第二種奨学金の推薦枠配分における延滞率の比重を20%から30%に引き上げて実施した。</p> <p>延滞率低減の努力と効果がみられる学校への配慮については、今後検討していく。</p>